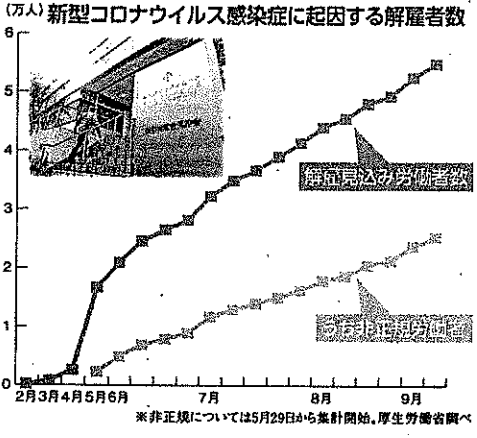


コロナ解雇・失業急増

新型コロナウイルス感染拡大による雇用危機が深刻です。コロナ関連で解雇や雇い止めをされた人は約5万5000人に。毎月約1万人増え続けています。ハローワークに職を求めにきた人に話を聞くと

東京の求職者の声

9月中旬、東京都のハローワーク渋谷に訪れた人たちが、次々と出てきます。その半角にあるビルからは仕事数が若者です。



毎月1万人 若者「家賃も払えない」

美容師のアシスタントだった男性(24) 止目黒区は「コロナでうちも厳しいから」と働いていた美容師を6月に解雇されました。「これからどうしよう」と途方に迷う日々が続いています。

3〜4年勤め、そろそろ美容師としてデビューできるかなと期待していただけに「納得がいけない」。この日も雇ってくれる美容師は見つかりませんでした。

アルバイト先も少ないため、知り合いの店で雇ってもらい、失業給付と合わせて生活費を稼ぎながらハローワークに通っています。「またアシスタントのやり直しはいやです。これまでの経験を考慮してもらえないように働きたさ」

失業給付もなし。エンターテインメントの技術職という90代の女性渋谷区は、この日初めてハローワークを訪れました。

技術職としての経験は10年以上。20万〜40万円あった月収は4月以降、0〜10万円以下に激減しました。フリーランスのため失業給

付もありません。地方から上京して一人暮らしです。持続化給付金の100万円

は底をつき、家賃を払うこともできません。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇や雇い止めの者数は、9月11日時点で見込みを含め5万4817人(前週から2309人増)と発表。統計を取り始めた5月は282人でした。(グラフ)

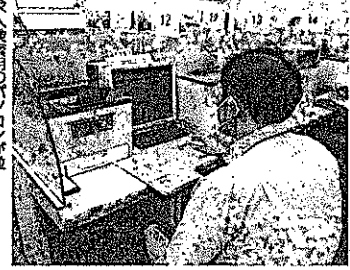
実際の数さらには、200万人超いるといわれるフリーランスを本業とする人たちは調査の対象に含まれていません。コロナの影響で仕事を失った人はその数を大きく上回るとみられます。

産業別では、製造業9027人、宿泊業7795人、飲食業7536人、小売業7083人と続き、最大の人数は労働局などで把握したものに限り、実際の解雇者はさらに

(13面につづく)

9/23 五曜

失業給付窓口連日 人であふれる



求人検索用のパソコンが並ぶハローワークの受付部内

コロナ雇用危機

1面のつづき

東京都のハローワーク渋谷前。渋谷区の30代の女性は「ハローワークは敷居が高くて来られませんでした。でも、もう先が見えなくて」と切羽詰まった表情です。

女性は派遣会社にも登録しています。数年前には選べた仕事先も、今は経験がない職種ばかりです。向き合った職種は紹介すらしてもらえません。「まったく違う仕事でもいい。ただ雇用保険のあるような安定した仕事に就きたい」と希望はさまざまです。

取材に対し「今日も暑いから熱を付けてください」と話し、終始笑顔で応える女性。時折、言葉に詰まり、顔をそむけ空を見上げます。向き合った目にも減りました。ハロー

ワークで5件の紹介がありました。面接は決まっています。

定額給付金の10万円をもらいましたが、家賃や生活費には足りず、貯蓄を崩し節約して過ごしています。「私、実習生は本当に困っています。日本に来るための借金が残っています。

ワークで5件の紹介がありました。面接は決まっています。

定額給付金の10万円をもらいましたが、家賃や生活費には足りず、貯蓄を崩し節約して過ごしています。「私、実習生は本当に困っています。日本に来るための借金が残っています。

る。実習生を助けてほしい」

ハローワーク渋谷の職員は、コロナ解雇について「確かに増えていますが、若い方からの相談も増えています。相談も多い」といいます。なかでも失業給付の窓口は「連日、人であふれており、まったく減らない」状態だと話します。

法と制度使い命守ろう

日本労働弁護団事務局長・弁護士梅田和尊さんの話。今回のコロナ雇用危機では、非正規労働者やフリーランスといった立場の弱



い人たちから重なる影が表れました。

政府はこの間「多様な働き方」「働き方を進める社会」として、フリーランスなどの労働契約ではない働き方を推進してきました。適正な契約条件に関するルールや社会保障など、個人で働く方を守るための法律を整備する法律を未整備のまま推進してきたことが大きな社会不安を生み出しています。

歴代の自民党政権は労働規制緩和を進め、非正規労働者は全体の4割にまで増えました。菅政権政権は「安倍政権の継承」「規制改革」を掲げており、働く人の権利保護に力を切るとは思えません。

に弁護士や労働組合などの専門家に相談してほしい。不当解雇や違法行為の可能性もあります。今ある法律や制度を徹底的に活用し、生活と命を防御してください。

◇ 日本労働弁護団ホットライン(相談料無料)月・火・木(午後3時~6時)、土(午後1時~4時) ☎03(3225)5000

一方、労働組合や私たちの運動で正規・非正規の格差解消につながる法律も少なからずできました。しかし、まだまだ足りない。この動きを前進させることが重要です。

そして仕事で、職場で、少しでも「おかしい」と感じたら、すぐ